

## 会 議 録

会 議 名	輪島市自治基本条例に関する審議会	第 4 回
日 時	平成 19 年 10 月 10 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分	
出 席 者	園又、久保、谷口、谷内江、大江、的場、粟倉、坂出、前田、里谷	
事 務 局	嘉地、茶花	
欠 席 者		
会 議 次 第	1 輪島市自治基本条例（案）諸規定に係る意見について 2 その他 3 閉会	
会 長	<p>前回の審議会の中では、住民投票に関していろいろ御議論いただきました。そういう中でいろいろな課題をすべて含めて、案件について御承認をいただきました。</p> <p>それでは第 4 回目の審議会を開催いたしたいと思います。</p>	
事 務 局	<p>それでは事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>前回自治基本条例の案に対していくつか御意見いただきまして、事務局でその意見に対してさらに検討いたしまして、ほぼ意見を受け入れることが最も適切であると考えまして直しました。その 1 つ 1 つについて皆様に御説明申し上げます。</p> <p>まず会議次第に従いまして（ 1 ）議員の責務ですが、御手元の第 10 条議員の責務の新旧対照表を御覧ください。</p> <p>これにつきましては、粟倉委員から御意見があったところなのですが、輪島市議会議員政治倫理条例という話も出ましたので別紙でつけてあります。これについては、現在この条例はありません。いつまであったかということ合併前の輪島市にこの条例が存在しました。合併とともに他の条例も輪島市がなくなり、失効するんですが、改めて定めるか定めないかということで、他の条例は定めたのですが、この条例については定めなかったものです。この条例の内容については、市長や市民がとやかく言うような問題ではなくて、議会が自ら倫理を定め、それに従うという、議会専属の条例であったということです。この条例では、常に政治倫理に徹して、政治倫理基準を設けて、例えばいやしくも市の名誉傷つける行為をしないこととか品位や名誉を損なうような一切の行為を慎むとかそういう基準を設けて、その基準に違反しないようにしようとする趣旨の条例です。この条例を作るか作らないかについては、先程申し上げたように議会専属のということですので、議会が決めることになるわけですが、自治基本条例の中である程度ことは盛り込め</p>	

ばいいのではないかということで、先程の新旧対照表の下線部に「政治倫理の確立に努めるとともに」という文言を加えました。議会の議員はこの条例に基づいて作るかどうかということになります。必要がないと判断すれば作らないし、必要があると判断すれば合併前の輪島市にあったように作るということになります。これにあわせて解説の方でも文言を加えました。以上が議員の責務について改正を加えたものです。

次に会議次第に戻りまして(2)職員の責務ということで、第13条の職員の責務の新旧対照表を御覧ください。

これにつきましては、何かといいますと粟倉委員から出たものですが、法令の遵守、法律、政令、省令にかかわらず条例や規則等についてそれらを遵守しなければならないということを、職員のところだけに盛り込んでありました。なぜかといいますと実際の細かい事務をするのは職員であって、職員が例えば地方自治法なりいろいろな六法なりを見ながら事務を進めていくのが本当であります。職員が役所に入る場合においても法令を遵守するということを宣誓していますし、当然守るべきことだと思いますし、議員や市長、副市長についてはそれを盛り込まなかったんですけど、議員や市長等にも広めまして、改めて法令遵守の条文を作りました。職員のところに入っていた法令遵守については、ここでは削除しまして、改めて条文を作りました。それが第16条法令等の遵守の新旧対照表です。これで市民の皆様と役所とで分けると、役所に関係する者が法令等に基づいて、法令等を遵守しなければならないという条文を新たに設けて解説してあります。条例等をただ守るのではなく市民の皆様から見て模範的となるような行動をしないとイケないということも解説で述べております。以上が職員の責務を(4)の法令等の遵守をあわせて御説明いたしました。

それでは会議次第に戻りまして(3)行政評価です。

これにつきましても、粟倉委員から御指摘、御意見があったものです。第15条の行政評価の新旧対照表を御覧ください。前回定めてあったものよりもさらに具体的にという御意見もありましたのでより具体的にお示ししております。元は総合計画に基づく政策等に関し客観的な行政評価を行いというふうにかなり抽象的だったもので、ある程度具体化したものとして客観的に加えまして、個々の政策等がありますけれど、その特性に応じて、しかも合理的であるとそういう手法を用いて定量的に行政評価を行う。市民の皆様が見て分かるような形で数字で表したり、図で表したりということをしちんとした上で行政評価を行って、それを速やかに公表することとしました。

前田委員

第2項の規定の「前項の規定により～その結果に基づき」の部分を「その結果を」というふうにした方が分かりやすい感じがするんですけど、「基づき」ではなくて「を」とすると分かりやすい感じがします。これでは予算の編成に何を反映させるかが分からなかったので、「を」に変えたらすんなり分かると思います。

#### 次回までに訂正する

事務局

解説を加えましていろいろある政策等の特性に応じてどのような情報が必要なのか、どの程度の時間をかければいいのか、どのくらいのコストがかかるのか改めて検討するというふうな合理的な手法を使うということを解説でも加えております。

会議次第に戻りまして(4)法令等の遵守については、先程の職員の責務とあわせて御説明申し上げましたので、次の(5)財政運営についてです。第20条の財政運営についての新旧対照表を御覧ください。

これも粟倉委員から御意見があったものです。これも具体的にということと、別に法律が制定したということも粟倉委員も申し上げていましたので、それについても御説明いたします。具体的にしたんですけども、地方自治法に規定がありましてそれに基づいて条例を定めております。その名前が輪島市財政事情の作成及び公表に関する条例ということで、別紙で付けてあります。今現在効力を持っていますし、これは合併前からあったもので、合併後も引き続き地方自治法に基づいて作っております。これに基づいて財政事情を市民の皆様公表するということで、歳入歳出予算の執行状況とか、財産、地方債、一時借入金(これも借金なんですけどその年度だけ借りて返すという借金)の残高、住民の負担の状況その他にも市長が必要と認めるものがあれば一緒に公表するということになっていまして、これに基づいて財政状況を公表しております。さらに、先程言いました新たな法律ができて、その発端は、北海道の夕張市の財政破綻です。それがもとに各自治体の財政事情が厳しいですけども、夕張市のようにならないようにという趣旨で改めて国が法律を制定いたしました。その名前が地方公共団体の財政の健全に関する法律で今年の6月15日に成立しまして、全部の地方公共団体に対して平成20年秋の平成19年度決算から先程の条例以外で4つの指標として実質赤字比率(一般会計における単年度の実質の赤字比率)、連結実質赤字比率(一般会計にあわせて輪島市においても特別会計をもっていますが、水道会計や病院会計の公営企業会計もあわせて、それを連結して、その赤字比率)、実質公債比率(借金をしてその借金を返すお金の比率)、将来の負担の比率、この4つの公表を定めておりま

してこの法律に基づいて地方公共団体は、財政の状況を公表しなければならない。この公表により市民の皆様や議会がチェックしていただくというわけであります。

会議次第に戻りまして(6)危機管理です。新旧対照表を御覧ください。

これにつきましても粟倉委員から御意見いただきました。前回の条例案にはなかったもので、この前の能登半島地震、新潟中越沖地震や台風、大雨もそうですが、そういう自然災害あるいは人為的災害としてテロ、原子力事故あるいは市が保有する施設、公民館や体育館などの公の施設での事故あるいは個人情報流出もいろいろと問題になっておりますし、さらに、職員の不祥事などすべてを含めましてここでは定義しております。そういうものから市民の皆様生命とか財産とかを守るために、あらかじめ危機管理の体制の整備に努めなければならないということをお定めております。さらに役所だけでなく、市民の皆様協力が当然必要でありますし、その他警察とか自衛隊とかの関係機関と連携して、協力して市民の皆様を保護しなければならないので、そういうことも定めてあります。以上が危機管理についてです。

会議次第に戻りまして(7)住民投票と(8)住民投票の請求等についてまとめてお話をしたいと思います。新旧対照表を御覧ください。

これまで住民投票について沢山の資料で御説明申し上げて、そういうメリット、デメリットがあるということでお話しましたが、常設型という御意見を頂きまして、事務局で検討しました結果常設型でいくということになりまして、常設型にあわせて再度練り直して作り直したものがこれです。

最初からいきますと、別に条例に定めるところによって原則は重要事項であるけれど例外も中にはあるということをお後で御説明します。それについて市民の意思を反映させるということで、住民投票を実施しなければならないと決めました。これについては次の条でも出てきますが、発議が市民の皆様と議会と市長とにあります。市民の皆様と議会の要件を満たした場合の請求については、市長は例外を除いて必ず実施するということを頭に定めております。第2項は前にも申し上げましたが法律の範囲内で実際運営しなければならないということをお話しました。地方自治法には議会とか首長が基本となるということをお話しまして、それを超えてはならないということで、住民投票の結果が決定かということ、そういうことにはならないので、最終的には議会であつたり市長であつたりが決定するということなので、最大限その住民投票の結果を尊

重するということを定めております。

第 26 条の請求等を御覧ください。要件について事務局で検討した結果をここで定めております。市民のうち公職選挙法第 9 条第 2 項に規定するものの総数の 6 分の 1 以上の連署をもってと書いてありますが、まず市民のうちとしていますが最初の定義では実際に輪島市に住民票をもって住んでいる人だけではなくて、例えば輪島市に働きに来ている人とか NPO の団体とか会社に勤めている人とか、そういう人達も市民の中に含めましたが、この投票については実際に住民票をもって 20 歳以上で、しかも輪島市に引き続き 3 箇月以上住んでいるものに住民投票の権利を与えたものとしております。市民のうちでさらにそこを絞って公職選挙法に該当する人達、選挙権のある人達に絞って住民投票の請求権を与える、それについては 6 分の 1 としました。一番最初に出したのが 3 分の 1 としました、それについては議員とか首長のリコール権が 3 分の 1 あるいは議会の解散権が 3 分の 1 というようなところをもってきたわけですが、粟倉委員から御意見がありました別の法律で、合併協議会の設置に関する法律で合併協議会の設置には 6 分の 1 が必要であると、それに準じてさらにその数が多いか少ないかいろいろとハードルを考えてこの数字にいたしました。請求が出てきて、例外規定に当たらずに要件を満たした場合は、必ず実施するということですので、ある程度のハードルの高さは必要かということで 6 分の 1 ということにしました。次に第 2 項、議会の発議権については、現在議員は 24 名います。6 分の 1 以上の賛成を得て、さらに議会の議決を得て請求する。その数を 6 分の 1、4 人の賛成。さらに、議会は通常ですと過半数なんですが、これをある程度ハードルを高くしないといけないのではないかとということで、自治法でも特別多数議決といたしまして一般の過半数議決の例外として特別多数議決というのがありまして、それに準じた形にしております。これについてもある程度のハードルの高さがないと、これも請求があった場合は必ず実施するということなので、このようにある程度の高さにしました。次は市長の発議権については、市長は自ら発議をすることができるとしております。発議したら自ら住民投票を実施することができるということになります。第 4 項については、先程言ったように請求あった場合には、要件を満たした場合には必ず実施するということを定めております。第 5 項ですが、先程請求する権利を 20 歳以上としましたが投票する権利も選挙権と同様にしました。あとは、投票方法等について、例えば × 式にするとか盛り込んだ条例が必要となってきますので、別に条例で定めるというふうにして

います。前回、案がないのかということで、先程から例外に当たらなければという話をしましたけど、資料の『輪島市住民投票条例』を御覧ください。まず第1条で住民基本条例の規定、第26条第6項に別に条例に定めると書いてありますので、これを受けてこの条例ができるということになります。そして第2条住民投票をすることができる事項と規定していますが、これが例外です。これに当たった場合は住民投票が実施されないということになります。原則として重要事項であれば、住民投票を実施するわけですが、その例外としてここに設けてあります。1番目の市の権限に属さない事項ということで、市に関係なければ全く権限のないことについて住民投票を行っても無駄であります。内容によっては、さらに例外になるんですけれども、市の権限でなくても、例えば施設ができたことによって市民生活に重大な影響があるというような場合については、その限りでないということで、住民投票の実施に当たるということになります。2番目の議会の解散とか議員、長のリコールについては法律で定められておまして、例えば3分の1とかその請求に基づいて住民投票を実施するというふうに法律に書いてありますので、それは法律に基づくということになりますので、この条例とは関係なくなります。次に3番目ですが、基本として輪島市全体の市民の皆様に関係があることとしたいので、ある特定の地域だけとかある特定の市民の皆様だけが関わるようなものは、ここでは例外として除いてあります。さらに4番目として、市の組織とか人事とかというものは、市長が自分で決定する権限を持っていますので、これは他からどうすればいいとかというものではないので、これも除いてあります。最後ですが、これが問題で、これまで何回も申し上げてきましたが、先程言いました4つに当たらないような事例が出てくる可能性があって、その時にどう対応するかということで、こういう定め方をしています。最初に言いました4つに当たらない場合は、別途議論が必要になるということになります。これを置いてない場合は、4つ以外はすべて住民投票をしなければならないということになりますので、これについては仕方がないかなと思っています。ただ、予定としては自治基本条例とともに12月議会に提出する予定ですけども、さらに煮詰めていきたいと思っております。以上で前回頂いた意見に対して検討した結果がこれということになります。

前回前田委員から前文の意見を頂きまして、これについては次回に事務局でも詰めましてお示ししたいと思っております。

経費についてですが、詳細な数字は出ていませんが、合併後に市長選挙をしまして、その時に知事選挙も一緒にしまして、あまり単独でする

ということがないので、大体市長選だけで2,400万くらいではなかろうかということです。住民投票ということになりますと×式でやりますので、開票はすぐ終わるかと思えますし、後は議論の中で(投票を)8時までやるのが適当か、もっと短くした方がいいのではないかという議論も出てくると思いますが、より安くなるのではなかと思えます。

里谷委員

あんまり費用が高くなるようでは連発してはいけない。

後ここに資料がついているんですが、ちょっと勘違いがあるかと思うんですけど、確かに輪島市産業振興基本条例というのは分かるんですけど、先程栗倉委員から出た危機管理という意味で、危機管理というのは住民のまず生命に、次に生活に、次は経済的なことに関するということが、大体どんな地震であろうと、テロであろうとそれが順番ですね。私が言いたかったのは、産業振興基本条例にいろいろこうであろうと書いてあるんですが、これはこれで書いておいて、私は自治基本条例の中に職員の責務とかも大事ですけども、逆にいうと大型店舗が入ってくることによって住民の安心安全が脅かされる人と有利な人が出る、地震と違って、地震はみんなが脅かされますが、大型店舗が出てきますと喜ぶ人もいますけども、生命に異常をきたす人もいますので、できれば大型店舗が進出した際にその地域の商店街に入りなさいとか、入ることを条件にするとか、それからその商店街がいろいろなイベントとか事業をするときに必ず資金的なことに参加するべきだし、肉体的参加もするべきだということをごどこかに入れていただきたいなということ、産業振興基本条例は分かっていますが、基本条例と言いながら先程から住民投票もそうですけど、住民投票はこういう場合はやっていい、こういう場合はやってはいけない、こういう場合やったときは議会の賛成がいるとか市長の判断がいるとか書いてありますが、それと同じように輪島へ外部資本が入ってきたときに、住民投票をしてくれとは言いませんが、その中で経済を営むなら、例えば朝市通りにショッピングセンターがきたとすれば、朝市通りへ消費者を呼ぶために地元の商店街は大変なお金と労力とを費やしてやっているわけです、地元の商店街がお金と労力とを費やして呼んだ消費者が買って行くのは大型店舗のものを買って行って地元の商店街のものは何も買わないということになりますと、非常に私は不合理であろうと、ですから私は、来ることは拒みませんが、来た以上は必ず商店街に参加しなさいとか、入ることを義務付けるとか、商店街が何かイベントを例えば防火訓練を行う場合は必ず3名以上の職員を出しなさいとか、そういう条例にして欲しいということをお願いします。細かい産業条例はこちら(産業振興基本条例)でいいんですが、せ

めて自治基本条例に外部資本が入ってきたときに、外部資本はそれなりの協力をしなさいということを入れることができますかということ です。今の状態ですと、例えばマクドナルドが朝市の商店街に店を出したとすると、商店街に入ることを義務付けしていない場合、商店街に入らないとか、商工会議所にも入らない、寄附もしない、人の手伝いもしないと、しかし、商店街の若者が朝から椅子を並べたり、パラソルを立てたりしてお客を呼んで、来たお客がみんなマクドナルドに入ってものを買ってしまふということになると、非常に経済的な影響が大きいので、最低限商店街に入りなさいとか、商工会議所に入りなさいとか、観光協会に入りなさいとか、会費ということも含めて、実際世田谷区はそれで動いているんです。世田谷あたりはもっと都会ですので、非常に問題になっているんです。世田谷の商店街が一生懸命段取りして、屋台作って、盆踊りをして、お金をかけて一生懸命やったところに、何万人もの人が集まるが、買っていくのがほとんど周辺の世田谷区外の人。世田谷区民が出している商店から売れるものがせいぜいが 1000 円や 500 円のものであり、これが大変問題になっています。その商店街の者が大型店舗に商店街に入れといっても、何で入らなければならないと言われる現状であります。確かに商店街と離れたところでやっていますが、輪島の商店の経済活動に参画したり、肉体的、金銭的に協力するようにしておかないと、輪島の経済が壊れてしまう。税金をかけている人はどんどん売れなくなるし、固定資産税は出しているかもしれないが、ほとんど輪島に協力しない人らがどんどん太っていくという変な状況になってしまふような気がするので、自治基本条例に盛り込んで欲しい。

粟倉委員

商業関係のいろいろな条例があり、そういう中で中小規模小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性を図ると書いてあるが、そういう点が十分図られていないということになるのか、以前は法律により非常に規制が厳しかったわけだが、営業時間とか店舗面積とか、現在のサンポアが第 1 号だが、その当時私は商工観光課の課長をしておりましたが大変でした。いかに共存するかということで協議する場があったあったが、今は全然そういう場なく野放しになっている。店舗申請は農地転用だけである。農業委員会の中に議会選出の議員が、地元商店街との調整ができていのかどうかということも議論しないと、農地法上で問題なければそのまま通るわけである。県の農地関係でもほぼ自由に店舗進出ができるわけで、地元の農業委員会の意見も聞かずに許可を出して、ほぼ事業を進めているわけです。ひとつも今言ったような調整機関というのがないので。

里谷委員	せめて条例に商店連合会には入りなさいとか、商工会議所には入りなさいということが書いてあれば、店を出すとき商工会議所に来て入会させてくれないかということになるわけで、その時商業者の意向が言えるわけであります。こういうことをしていただかないと入会させませんよとか言えるわけです。条例に一言入れていただくと無謀なことはしないと思うのです。輪島の経済にそんなに影響及ぼすようなことはするなと言言える場が出来るだけでもちょっとはブレーキになるかなと思います。別にそれを阻止しようとは思いませんが、条例に具体的に一文入れていただくと商店街としてはありがたいと思います。
粟倉委員	いくら条例に規定されていても実際に関係者が動かない以上効力が何もない。
久保委員	先程里谷委員がおっしゃっていたことについて第7条の中で、事業者は地域社会の構成員として社会的責任を自覚しと書いてありますが、これが基本で、あとは環境に配慮する、環境資源や環境への条件整備、地域負担を配慮し、地域社会との調和を図るように努めなければならないとすると、あとはその地域負担が何かということが具体的に出てきて、それは商工会議所と調和を図っていくとか、地域住民と調和を図っていくということになると思います。この第7条を文言をかえながら、そうすれば今里谷委員がおっしゃられたことが反映されると思う。市民にとっては、安く便利であるが、そこにいくまでには貴重な苦労や工夫もあるし、労力もありますし、それらを一切考慮せずがいいところだけを持っていくということを防ぐことをこの第7条に文言をかえてすれば出来るのではないかと思う。
事務局	それは強制ではないんですね。
里谷委員	強制ではない。条例がある以上、条例があるということで我々経済団体が動くことができる。
事務局	文言はかなり柔らかくしないといけない。なぜなら一番上に営業の自由があり、営業の自由があるんですがすべて自由にしてしまいますとそのようなことが起こりうるので、ある程度規制をかけなければならないということになっているわけです。
里谷委員	第7条も久保委員がおっしゃられたように少し明確になるように入れていただければ、我々はその第7条を基本として、それで商店連盟に入りなさいということができる。
事務局	さらに、自治基本条例に入れるより分野別の基本条例に入れる方が適当ではないかと思うのですが。せっかくその分野で絞って書いてありますので。

里谷委員

分野を絞るなら久保委員がおっしゃったように具体的な文言をここに入れていただく、この条例は具体的じゃないでしょう。

事務局

基本条例ですから、基本条例だとそういうふうになります。細かく書く場合ですと、さらにその下に条例なりがいますが、先程言ったように強制はできません。条例に書くといっても、先程粟倉委員もおっしゃっていましたが、柔らかく書いてもまるで実行性がないようでは意味がないということもありますし、自治基本条例や産業振興基本条例に書いたからといってはたして実行性があるかという部分も議論になるかと思います。

里谷委員

千代田区はたばこを吸いながら道路を歩いてはいけないというのは条例でやっています、2000円とっています。そういう世の中になっているんですよ。確かに条例というのは法的根拠、執行権はないかもしれませんが、条例は会社でいう規則と一緒に、例えば廊下を走るなどということと一緒にですよ。ちゃんと書いてくれれば早足かもしれないが走らなくなるんです。走っているけどしょうがないということになれば、殺人以外はみな罪でないということになりますので、私らとすればそのような取組みではなく、条例には輪島市の強い意思が入っていると私は理解しているので、確かに執行権はなく、規制はできない。しかし、輪島市の強い意志の入っている条例に、外部から資本が入ってくるのであればこうすべきだというような文面を書きただけであれば、執行権はないかもしれないけど、我々経済界としては動けません。今のこのままの条例であれば、あまりにも漠然としすぎて動きようがないのです。例えば相手とリベートするにしても、こう書いてあるではないかと言っても、意味が分からないと言われたら終わりなんです。ところがちゃんとここに久保委員がおっしゃったように文面が書いてあれば、我々も言えるわけです。今のこの文章では何も言えないのです。だから言えるようにして欲しい。執行権をもって欲しいというわけではないのです、もたなくも結構です。輪島市自治基本条例となったら、これは輪島市が強い意志を持って守らせるようにしますということですから。人事のようなことを言ってますが、経済界含めて税金を納めなかったら、市役所なくなりますよ。商店街守らないと、輪島市は市として体をなさなくなる。これは農業でも漁業でも同じですけど、基本はそこがだめになったら、輪島市役所もなくなるんですよ。そのくらいの考えをもって私は考えるべきだと思う。条例というのはそのくらい強いものだとは私はそう思う。それを無視して知らないというような、外部資本が入ってきたら、それはもう人間の道德の問題ですから、大体100万ボルトであろうとヤマダ電機で

	<p>あろうとマクドナルドであろうと条例にしっかり書いてあれば守ってくれる。しかし、書いてなかったら守らせようがない。なぜ書きたがらないか分からない。条例だから書けばいいのに。なんで嫌なのか。あなたは外部資本の言い回しか聞きたくなる。そんなもの条例に書けばいいんじゃないのか。外部資本が入ってきて輪島の経済に著しく影響を及ぼす、これは震災と一緒にですよ、ある意味では。粟倉委員が言われた危機管理を今からしておかないと輪島の商店街は全部潰れてしまう。</p>
事務局	<p>戻りますが、書きたくないわけではなく、強制ではないんですね。ここに書いてあるからこうなさいというわけではないんですね。</p>
里谷委員	<p>条例というのはそういうもんだろ。千代田区行ったら誰もたばこを吸っていない。あれも条例だ。(道路で)たばこを吸ったら罰金と千代田区の条例に書いてある。外部資本が入ってきたら輪島の商店街に入会しなさいと書いてあれば、強制ではないけど、書いてあればいい。それはだめなのか。書いたら都合の悪いことがありますか。</p>
的場委員	<p>産業振興基本条例の第3条(2)に中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図ると書いてある。</p>
里谷委員	<p>今的場委員が言われたが、これは商業だけでなく、農業や漁業にも言えることです。外部資本が輪島市に入ってきて食い散らかしていく、農業であろうと漁業であろうとみなさん同じなんです。別に商店だけ守ってくれと言ってるわけではない。全経済で外部資本が入ってきたときに對抗できる条例を書いていただきたい。それがお年寄り1人でやっているお店を守ることに繋がる。</p>
事務局	<p>なぜ条例で強制したらまずいかというと、役所の方としては条例を作る場合は、市のことだけを思えばいいかということではなくて、実務をするときそれに関する法律がたくさんありまして、その法律を見ながら、最初にお話ししましたが、法律の範囲以内でしなければなりませんし、それを超えたら違反になるという考え方があって、それに反するかもしれないので強制というのはどうかなという話をしたんです。書いたらだめとかというわけではなくて強制はできないということです。</p>
里谷委員	<p>例えば商店でいうと、地元の商店連盟に入会するべきだが、強制はしませんよと書けばいい。世田谷の条例を見本にして見てみればいい。</p>
事務局	<p>今言われた世田谷の条例の中身を見ていないんですけど、その条例を作るに当たって、事業者と何回にもわたって協議をしたと思います。</p>
里谷委員	<p>強制しろとは言いませんが、地元の経済界と融和を図るということを入れていただければ、せめてリベートはできる。この状態では勝てない。</p>
事務局	<p>分かりました。次回お示しします。</p>

粟倉委員	直接的に条例に関することではないんですが、総務課長にちょっとお聞きします。財政の健全化についての法律ですが、最近この実質公債比率というのを1月8日に県が発表したけど、輪島市も相当高いところにあるが、今後さらに地震災害に伴って増えていくと予測ができます。少なくともここ3,4年くらいで石川県内でもトップクラスになると思われます。こういう状況の中でも財政健全化判定基準というものがあるわけだが、これを公表しなければならないわけである。相当この比率が高くなっていくと財政健全化計画を立てなければならない。この法律によると平成21年度からの公表になるのか、平成20年度からの公表になるのか。
事務局	平成19年度の決算ですから、来年の今頃の決算特別委員会にお示ししながら、協議していただいて、例年であれば12月頃に公表します。
粟倉委員	これは広報か何かで公表するのか。
事務局	公表します。
粟倉委員	公表すると法律に書いてあるんですが、こういうふうに条例をつくって申請がなければ公表しないとか消極的なことはないんですね。
事務局	これについては公表しなければならないのでそういうことはありません。例年であれば6月に財政事情を公表していますし、広報わじまに掲載します。
粟倉委員	公表の仕方が疑問に思ったんで聞いたのです。例を言うと市長の資産公開の条例を作っているわけだが、あれは積極的な公表でなくて、申請があったら申請者に公表しますという条例になっていますね。
事務局	いえ、公表しています。今県会議員が出ましたけど、確か6月に首長の、なったなりの人は義務はありませんが、通年ですとなった人は必ず公表しています。新聞には必ず出ています。
委員	今の説明の中でちょっと質問させていただきたいのですが、住民投票についてですが、市長は実施しなければならないと書いてありますが、その根拠は第26条第4項までいかなないと分からない。住民投票の請求があった場合には実施しなければならないと。先(第25条)に住民投票をしなければならないと書いてあるので、次の第26条でこういう条件なら住民投票を実施しなければならないというのはちょっとおかしいのでは。第25条で言っているのですべてしなければならないというように思える。第25条に次条の要件を満たす場合は実施しなければならないと書けばいいのでは。
事務局	わかりました。
委員	それともう一つ前回投票権が18歳以上という話があったんですが、

事務局	今回 20 歳とした理由は。 これは公職選挙法に基づいているという議論があったところですが、憲法改正の手法に準じて、公職選挙法にも 18 歳以上ということになれば、公職選挙法に準じるわけですから、自動的に 18 歳まで下がるということで、行政の瑕疵で本来なら 18 歳まで下がっているが、条例を改正しない限り 20 歳までということもなくするために、法律が改正されたときに自然とこの条例も 18 歳になるという考えからしたものでございます。
会長	いろいろ御意見も出ましたが、会議次第に基づいて一つ一つ精査していけばいいと思います。 まず議員の責務について、新たに直した部分もありますが、これでいいのかどうか御意見をお願いします。解説も含めて御意見をお願いします。
委員	議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めなければならないと書いてありますが、ここでは調査と審議会、委員会とは性質が違ってくるわけで、例えば調査研究に何日かけて出たときに、報告書とかレポートとかを出しているのか、それとも出していないのか。もし出していないのであれば私は提出するべきだと思います。
会長	復命書みたいなものですね。
委員	兼職兼務のことなども、罰則など設けているとことなんてどこにもないと思うが、そうするとそれは議員の倫理の問題になってくる、そこをもう少し骨を入れて話し合っ欲しい。
事務局	それは提出ですか、公表ですか。
委員	今現在はどうしているのですか。事務局の方で調査研究に連れて行って、例えば視察をしてきたときに報告等はしていますか。
会長	それは事務局の方でまとめてやっています。
委員	それは委員会とかで何名かで出て行くときはやっていますね、例えば議員の調査費などを使って個人的にちょっと東京へ行って調べてきたいというときは、そういう報告は今まで出てきていますか。口頭ではあるかもしれないけど。
会長	個人的にはしたことがないが、それに係る費用の領収書は提出している。
前田委員	旅費等が出るので、その結果を報告しなければならないとすればいいんじゃないですか。
委員	強制するわけではないですけど、そういうことにも力を入れて欲しい。

事務局	分かりました。これにつきましても検討し、次回お示しします。関連する条例等をすべて見てからでないと、この場ですぐに申し上げることが出来ません。
委員	先程少し言った兼業の件でも、議員だけじゃなく市長までも出てくるわけである。やはりそういうことは等しくあるべきである。そうでないとどうも片手落ちのような感じがする。
会長	次に第 13 条職員の責務について、これについて何か御意見ありませんか。異存はありませんか。
各委員	ありません。
会長	次に第 15 条行政評価について、これについて何かありますか。先程前田委員が言った第 2 項を「この結果に基づき」を「この結果を」に直すんですね。
事務局	はい。直します。
会長	次に第 16 条法令等の遵守ですが、これについては何かありますか。
各委員	ありません。
会長	次に第 20 条財政運営について何か御意見はありますか。よろしいですか。
各委員	はい。
前田委員	すみません。広報に財政状況というのを見るんですが、住民の負担の状況というのが珠洲市に次いで負担が少ないんです。そうすると市民はこんなに税金が少なくていろいろ負担が少ないと、住みやすいんじゃないかと勘違いするけど、収入が全然他と違うということは、負担が大きいということではないんですか。負担の状況しか載せてないので、それだけ見ると本当に勘違いしてしまう。
委員	今の場合広報の載せ方であって、この条例とは関係ないですね。
会長	次に第 21 条危機管理について何かありますか。
各委員	ありません。
会長	次に住民投票についてですが、投票は常設型、請求権は 6 分の 1 となっていますが、何か御意見はありますか。これでよろしいですか。
各委員	はい。
会長	これで条例に関しては以上であります。
的場委員	この条例の案を全体的に見ていたんですが、前半の方は、市民、議会、市長となっているが、後半の方にいくと逆になっている。それはどういうことなのか。
事務局	それは意図的にしてあります。全部統一しようかと思ったんですが、どっちが一番遵守しなければならないかという、条文に合わせて考えて

的場委員	<p>みて変えてあります。内容によっては、議会が先にくるのはおかしいというようなもの、職員が遵守しなければならないことがあったりするものでわざと順番を変えてあります。もし、御意見の中で見難いというようなことがあれば統一した方がいいのかなと思いますけどどうですか。</p>
事務局	<p>それと細かいところで第6条の市民の責務のところで、「互いに尊重し、及び協力して」で、ここの「及び」という言葉は必要ですか。「及び」を削除してもいいのではないかと思います。</p>
的場委員	<p>なぜこれを入れたかという、その後「とともに」という言葉があるので、バランスということで「及び」を入れたんですが、なくても問題はあります。</p>
事務局 会長	<p>それから第9条議会の責務のところ、「議会は、市の意思を決定する機関として及び市長等を監視する機関として役割を果たすとともに」で、「機関」「機関」となっているが、後の「機関」は必要ないのではないかと。あと「及び」も必要ない。「市の意思を決定する機関として市長等を監視する役割を果たすとともに」でいいのではないかと。</p>
事務局 会長	<p>わかりました。 それではその他に御意見ありませんか。次回までに事務局は、第7条事業者の責務、第10条議員の責務の直しをお願いします。</p>
的場委員	<p>わかりました。 その他に何かございましたら御意見をお願いします。</p>
事務局	<p>議会には条例案を出すんですね。 はい。全部出来たときに、皆さんに誤字脱字もなくきちんとしたものをお渡ししようと思っています。</p>
<p>次回の審議会は、平成19年11月14日午後1時30分より</p>	